

共働き夫婦の家計運営

田中 慶子

(家計経済研究所次席研究員)

坂口 尚文

(家計経済研究所次席研究員)

家計経済研究所が実施した「共働き夫婦の家計と意識に関する調査」を用いて、首都圏の共働き世帯における家計、家計内資源配分に注目し、妻の認識からみた金銭面での分担や家計運営について、共働きの類型間および世帯年収ごとに検討を行った。得られた知見は以下の2点にまとめられる。(1)妻収入の違いから、「パート」では生活費を賄う際に夫の収入への依存度が高い。「正社員」でも世帯所得が高くなるにつれ、生活費は夫収入への依存度が高くなるが、子どもも含めた家族への繰り入れという面で見ると、所得に応じて対等に負担しあっている。一方、「パート」では妻の収入は、基本的に家計補助として活用されており、高い所得層では妻の裁量費とみなされる傾向もあった。(2)子どもの有無から比較すると、「DINKS」において夫婦間での金銭分離の傾向が際立っている。「正社員」では、子どもの存在により自分と家族とのお金に明確な線引きがしにくく、自分(妻)名義のお金であっても、それを家族のものと夫婦で認識しあい、夫婦間でのバランスをとっていた。

目次

- I はじめに
- II 共働き家計の現在
- III データ
- IV 共働き夫婦は家計をどのように運営しているのか
- V まとめ

I はじめに

総務省の『労働力調査』によれば、共働き世帯の数は1990年代後半を境に妻が無業の世帯数を抜いた。2000年代以降も共働き世帯は増加して、両者のかい離は広がり、2016年には1129万世帯と専業主婦世帯数の1.7倍になっている(厚生労働省2017)。共働き世帯の量的な増加のインパクト

はもちろんのこと、以前は共働き世帯の中心は妻はパート就業が多数であったが、現在では妻の就業キャリアが多様化し、共働き世帯を一元的にとらえることも困難になっている。そのため、同じ共働き世帯という枠組みの中でも、家計のあり方や家族関係の違いが社会的な関心を集めている。

これまでの共働きを含む、日本の核家族世帯の家計では、「夫妻は(中略)、共同生活を行う単位で、子どもとともに一世帯一家計を構成するとの設定で、(中略)そこでは妻と夫の共同性が前提であり、家計内の夫妻の経済関係、すなわち収入や資産の個人への帰属や家計内資源配分は不問に付されてきた」(御船2008:172)。主たる稼ぎ手一人をモデルとする従来の家計とくらべ、稼ぎ手

が複数化、さらに主たる稼ぎ手が二人の状態である現代の共働き世帯は、どのような家計運営を行っているのだろうか。一方で、家計においては個別化、個計化が進展しており、また銀行口座からの引き落としやクレジットカード等の現金を介さない決済方法の普及に伴い、お金の流れが世帯で捉えづらくなっている。夫妻間でも互いの収入を知らない、費目別に分離して生活費を負担していることで世帯全体の状況を把握していない世帯も増えているといわれる。

このような状況から、従来は自明とされていた一世帯一家計であるという家計の共同性、そして夫婦の所得や資産等の「お金」に対する認識も変化していると思われる。しかし、その実態は十分に明らかになっていない。そこで公益財団法人家計経済研究所では2014年に首都圏在住の共働き夫婦を対象に、共働き家計の実態把握を目指して「共働き夫婦の家計と意識に関する調査」を実施した。本稿では共働き世帯における家計、家計内資源配分に注目し、共働きの類型間および世帯年収ごとの差異を検討し、多様化した共働き世帯の実態を明らかにする。

以下では、まず共働き世帯の家計について状況を概観し、次に調査概要と対象となった世帯の家計について説明する。そのうえで、子どもの有無と妻の働き方、さらに世帯年収から類型を作成し、それぞれの家計のあり方や共同性について検討する。

II 共働き家計の現在

妻の稼得が増えている今日において、有配偶世帯の経済的厚生を夫の所得のみで測り、妻の所得を全く考慮しないで家計を議論することは、ミスリーディングな帰結をもたらさう。それは、妻の収入の占めるウエイトが大きくなってきたことと、その帰結として合算した世帯所得が大きな意味をもつためである。

現在でも共働き世帯、すなわち妻が就業していたとしても多くは非正規就業であるため、妻の収入はあくまでも家計の補助や補填という位置づけであり、夫の収入を生活費の中心として、妻はそ

れを管理するという分業型の家計が多いと見込まれる。御船美智子は専業主婦が多数であった時期の日本の家計は以下のような特徴があるという。

①収入・資産額では夫が多く、家事は妻が多いという、実態面での分業型ジェンダー格差がある。②夫妻ともに夫の収入は夫妻共通のものであるという意識が高いが、妻の収入については共有意識が低く、夫収入に限定した共同性であり、稼得役割を夫のみに充てている強い性別役割分業を裏付けるものである。③認識面（夫婦の資産形成への貢献意識など）では「平等、さらには妻の優位」となっており、実態と認識が一致しない状況である（御船 2008：185）。しかし共働き化は夫婦の性別分業を、少なくとも稼得役割のあり方を変化させており、その変化が家計運営にどのような影響を及ぼしているのかが注目される。

近年、共働き世帯の数が増加しているが、新しい共働きの型として以下の2つが注目されている。ひとつは夫妻が「対等」な収入状況という家計、いまひとつは、子どもがいる妻正規就業の共働き世帯である。

前者については、男女の賃金格差の縮小や、女性が結婚・出産後も（民間企業でも）就業継続が可能となり、また夫妻の年齢差の縮小を背景に、夫妻間での収入格差が以前より縮小していると考えられる。実際、正規雇用労働者の年齢階級別の構成割合でも、35～44歳のいわゆる「子育て世代」の割合が2000年の17%から2016年には25%と増加し（厚生労働省2017）、（出産後も）妻が正規就業の家計が増加していると見込まれる。日本では夫が高収入であれば妻の就業率は低い傾向があったが、近年では夫が高収入の世帯において妻の就業率が上昇している。また全体でも夫婦収入に占める妻の収入の割合が2000年の10.8%から2016年には13.9%と増加しており、夫妻間の収入バランスにも変化がみられる（厚生労働省2017）。「対等」な夫妻において家計運営や家計内資源配分がどのように行われているのかをデータから確認する必要がある。

後者の子どもがいる妻正規就業の共働き世帯についても、久我（2017）は、全体では子どもがいる世帯は減少傾向にあるものの、18歳未満の子

どもがいる子育て世帯においては、共働き世帯の数がじわりと増加していること、そして共働き世帯においては、専業主婦世帯と比べ、「その他の消費支出（こづかいや交際費など）」や「教育費」「交通・通信費」が高いことを指摘する。日本の家計においては妻が正規就業であっても、家事・育児負担割合は妻が圧倒的に多く、夫妻での負担は不均衡である（国立社会保障・人口問題研究所 2014）。そのため夫妻間で家事・育児分担と収入≒働き方のバランスの議論や調整がどのように行われているのかが注目される。そして前述のとおり、妻が正規就業であれば必ずしも家計の一体化を必須とはしないが、子どもがいる場合には、子どものためのお金をどのように管理するのか、改めて夫妻個々の個計とは別にある、世帯における家計の共同性のあり方が問われる。

世帯の経済的厚生は所得といった家計への金銭の入りの面だけでなく、支出面にも着目する必要がある。世帯における妻の相対的な稼得能力が増加することは、世帯全体として消費を増加させるだけにとどまらず、誰の収入を用いて何の支出を賄うかといった家計運営での選択肢の幅を広げることになる。例えば、収入低下や予期せぬ高額な出費などの突発的なリスクに対する家計の頑健性は、世帯所得単独の値を見るだけでは不十分である。

加えて、今日では夫婦がお互いの支出を把握せず、また干渉できない消費や貯蓄といった、夫婦それぞれの「個計」の大きさも無視できないことが指摘されている。お金に対しての裁量度の高さが個人の効用に与える影響もまた、世帯所得の高低だけからはうかがいしれない事象である。

しかしながら、共働き家計の実態は十分に把握、議論されているとは言い難い。その最大の理由は、共働き家計固有の問題を議論しうるデータが質、量ともに依然として乏しいためである。データの不充足さは、（共働き）家計を対象とする調査の設計、実施が難しいことに起因している。世帯という単一の枠組みから夫と妻という2人の対象に目を向けたとたん、その状態や行動、考え方の表出パターンは複雑化する。そのうえで、最終的には世帯という枠組みで両者を再度、

統合して理解していく必要がある。今日の多様化する共働き世帯の実態、またお金の流れの面でも多様化した状況に、それを測る調査という「ものさし」が追い付いていない（Bennett 2013）。さらに世帯においては、夫婦だけでなく「子ども」の存在も考慮し、どのように家計が構築、運営されているかにも注意を払う必要がある。

そこで、家計経済研究所では、共働き世帯の家計の実態を多面的に把握することを目的として「共働き夫婦の家計と意識に関する調査」を実施した。対象を共働き夫婦に特化し、家計の運営方法や働き方を含めた夫婦の日常生活について詳細な情報を集めた調査である。特に夫と妻がともに正社員の夫婦を手厚くサンプリングし、分析可能な情報量を確保したことが同調査の最大の特徴である。本稿では、調査によって得られたデータをもとに以下の点に着目して論述する。妻の働き方、特に妻が経済力を持つことで家計運営や金銭分担の方法がどのように異なるかを検討する。また、子どもとは夫婦がケアや扶養責任を有すると同時に、一方で子どもにどれだけ費用をかけるかは個人の選好によるところがある。金銭等の交渉当事者ではない子どもの存在が、家計運営に与える影響も妻の認識からあわせてみていくことにする。

Ⅲ データ

1 調査方法

本稿では公益財団法人家計経済研究所が2014年の3月上旬に実施した「共働き夫婦の家計と意識に関する調査」を用いる。調査方法は、インターネットを介したオンライン調査である（調査の詳細は、坂口・田中（2015）を参照）。主たる抽出対象は有職の有配偶女性で、1000名を抽出した。対象を有職の有配偶女性に限定し、次の3つの条件を課している。(1) 年齢は35～49歳、(2) 同居の子どもがいて、かつ長子が18歳以下、(3) 首都圏（一都三県）在住者である。特に首都圏在住者に対象者が限定されており、首都圏ゆえの特性があることには留意が必要である¹⁾。調査は就

業形態に応じて抽出する数の割り当てを行っている。総計 1000 名のうち、パート・アルバイトに 500 名、正社員・正規職員に 400 名、派遣・契約社員に 100 名と割り当てを行い目標数に到達するまで継続した。回収数は、設定目標 1000 名に対して 1200 名のデータが得られた。内訳は、パート・アルバイト 575 名、正社員・正規職員 476 名、派遣・契約社員 144 名、その他 5 名となった。

2 対象者の基本属性と所得について

本稿では妻の就業形態と子どもの有無により、前節の問題意識にもとづき次の 3 群に分けて検討する。(1) 子どもがいる妻がパート・アルバイトの世帯（以下では「パート」と表記）、(2) 子どもがいる妻が正社員・正規職員の世帯（「正社員」と表記）、(3) 子どものいない妻が正社員の世帯（「DINKS」と表記）である。「パート」と「正社員」の比較により就業形態の違いを、「正社員」と「DINKS」の比較により、子どもの有無が家計の運営に及ぼす影響を捉えることができる。また次節の結果の提示にあたっては、世帯所得の水準にも考慮する。世帯所得は「パート」よりも「正社員」および「DINKS」の方が総じて高く、単純な平均値での群間比較は所得水準の差として捉えられてしまう恐れがある。ここでは同一所得であった場合でも、妻の働き方の違いによって意識面での差異があるかを明示している。同時に、群内の所得水準による差異も表したことになる。

表には、対象者の基本属性をまとめた。対象者である妻の年齢は、「パート」が 42.1 歳、「正社員」が 40.6 歳、「DINKS」が 41.1 歳となっている。

子ども人数をみると「正社員」よりも「パート」の方が、平均人数が多くなっている。妻の学歴は、「正社員」「DINKS」で半数近くが大卒であるが、「パート」では 2 割ほどとなっている。

調査で尋ねた世帯所得は、2013 年の税込の年間所得である。財産収入や遺産、贈与があった場合は含めるように指示している。今回は回答負担を軽減するため、額を直接記入するのではなく、所得階級を提示して選択させる形式をとった。提示した所得階級は 1000 万円までは 50 万円刻み、1000 万円以上は 100 万円刻みとした。今回の集計では、500～550 万円の所得区間では 525 万円といった、各所得の区間幅の中央値を階級値として用いる。

なお、所得など金額に関する調査は往々にして回答の欠測が避けられない。調査結果の信頼性を示す観点からも、表には具体的な所得額を回答しなかった割合（「答えたくない」+「まったく分からない」）を欠測率として提示した。どの群においても、おおむね 2 割強の欠測が発生している。また、本稿で扱うデータは、妻から得られた情報をもとにしている。世帯所得について夫が所得を公開していないなどの理由により、世帯所得が「まったく分からない」の回答は各群で 5.8～11.3%の範囲にあった。世帯所得についての回答の欠測は、回答拒否だけでなく、妻の回答のため、そもそも夫の所得の情報を持っていないことも無視できない大きさを占めている²⁾。

図 1 は妻およびその世帯の所得分布を示したものである。まず、図 1-a のグラフで、各群の世帯所得の分布を表した。グラフはいわゆるヴァイオリン・プロットと呼ばれる視覚表現で、群間の分

表 対象者の属性について

	「パート」	「正社員」	「DINKS」
対象者数 (人)	575	476	195
妻の平均年齢 (歳)	42.1	40.6	41.1
夫の平均年齢 (歳)	44.0	42.4	42.9
平均子ども人数 (人)	1.8	1.5	—
妻・大卒比率	21.2%	47.2%	49.4%
世帯所得の回答欠測率	21.0%	22.7%	24.1%
世帯所得が「まったく分からない」の回答率	7.5%	5.8%	11.3%

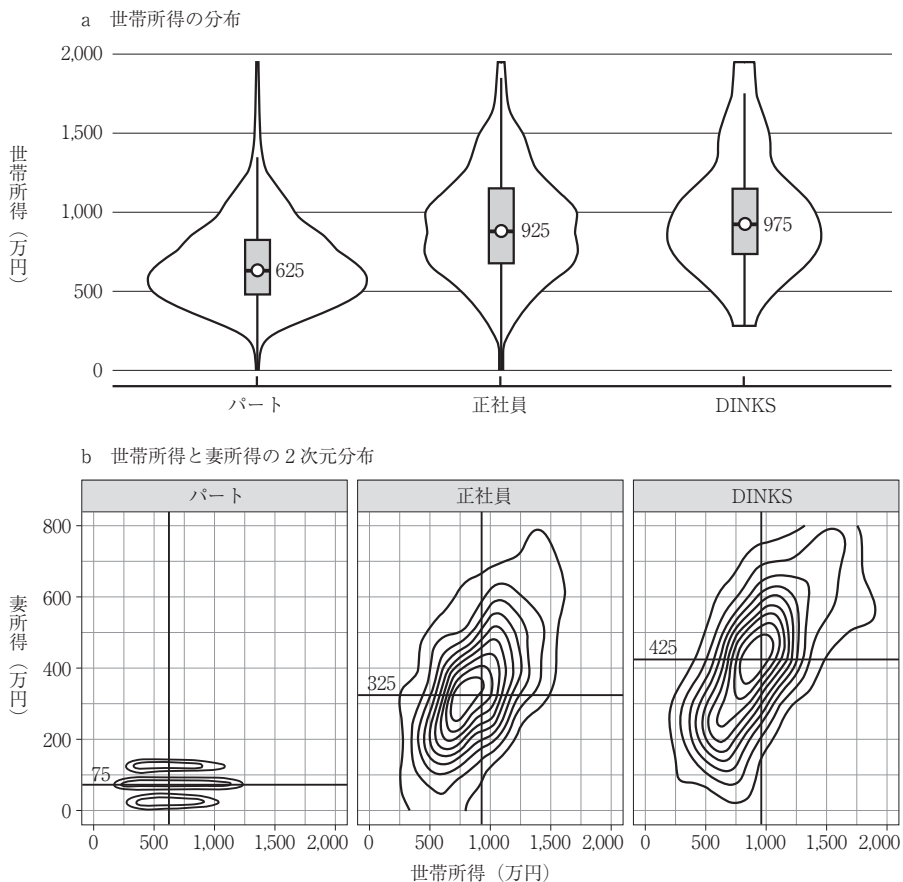
布比較を容易にしたものである。曲線が横に大きく広がっている所得帯で対象の密度が高いことを示している³⁾。また、内部の箱ひげ図は、丸が中央値を、箱が第1四分位点と第3四分位点を、ひげが平均値から2倍の標準偏差の範囲を示している。各群の中央値は、「パート」が625万円、「正社員」が925万円、「DINKS」が975万円である。3群の比較では「パート」の中央値が相対的に低くなっている。対象の25%タイルから75%タイルが位置する箱を考慮しても、「パート」「正社員」「DINKS」の順で所得が高い方へとずれている。分布の形状は、「パート」と「DINKS」では中央値の近辺で単峰型の分布になっているが、「正社員」については、600万～700万円の所得帯と1000万円の近傍で緩やかながら2つの峰ができて

ている。

図1-bの世帯所得と妻所得の2次元分布は、世帯所得と妻所得（税込、年額）の関係を把握するため、両者の同時分布を示したものである。描かれている曲線は対象者数の密度を同じくする点（等高線）を結んだものである。この図では等高線の中心に向かって密度が高くなっている。また、垂直に交わる黒の実線は所得の中央値を示したものである。各世帯所得の中央値は図1-aと同様の額であり、妻所得の中央値は、「パート」で75万円、「正社員」は325万円、「DINKS」では425万円となっている。

3群の等高線の形状を比較すると、「パート」の形状が他の2群に比べて特異といえる。世帯所得の水準にかかわらず、妻の所得は、「1万～50

図1 妻およびその世帯の所得分布



注：図1-b内の実線は各群の所得の中央値の位置を、図表内の数字は妻所得の中央値を示している。

万円」「50万～100万円」「100万～150万円」の3つの区間で峰ができています。この中で、密度（峰の高さ）が最も高いのは「50万～100万円」の区間である。「正社員」と「DINKS」は、妻の所得もなだらかに分布している。一方、「DINKS」では「正社員」に比して、山の頂点が右上に位置している。「DINKS」の妻所得の方が「正社員」に比べて高い層での密度が大きく、その高い妻所得に呼応するように世帯所得の密度が大きい点も高い額に位置している。

対象にしたのは核家族世帯であり、子どもの年齢も18歳以下に設定しているため、世帯所得から妻所得を引いた値は、ほぼ夫の所得と考えてよい。図1-bから、夫と妻の所得の相対を考えてみると、「パート」では夫の所得が圧倒的に高い夫婦がほとんどを占める。「正社員」と「DINKS」でも夫の所得が妻より高く、妻が正社員として働いている場合でも対等な収入を得ている夫婦や、妻の収入の方が高い夫婦は少数派であることがわかる。ただし、図1-bのグラフは「正社員」と「DINKS」ともに右上がりの形状であるため、高収入カップルのように、正社員の夫婦は相対的な所得水準に近い夫婦の組み合わせが多いことになる。

IV 共働き夫婦は家計をどのように運営しているのか

1 「家族共通の生活費」

共働き世帯が、夫婦で家計をどのように運営しているか、まず費用負担面からみていこう。家計の共同性を捉える指標として、調査では「家族共通の生活費」という概念を設定した。家族の日常の食費や光熱費、通信費、教育費、レジャー費等の18の費目を提示した。それぞれの費目について「家族共通の生活費」か、夫あるいは妻の「個人的な支出」と認識しているのか、その両者であるのか複数回答で尋ね⁴⁾、夫婦および家族で何を共通のものと捉えているかの範囲を認識してもらった。

妻が専業主婦あるいはパート就業が多数であっ

た時期には、生活費のほとんどは夫の収入から負担され、家族共通の生活費を賄うため夫婦で共有する、いわば「家族共通のお金」を捉えれば、世帯の生活費やそのやりくりを把握することができた。しかし、現在では、例えば家賃は夫が、光熱費は妻がというように、夫妻が費目別に個別に負担しているケースも一定数ある。本調査で「家族共通のお金」を設けている夫婦は群別に75～60%であった（坂口・田中2015）。

ただ、実態として同一住居で共同生活をしている以上、必要な共通費用は存在する。そのため、本調査ではそれぞれの家計における「家族共通の生活費」がどのように構成されているのか、その内容自体を先に確認した。その上で「家族共通の生活費」を夫妻でどのように分担しているかの認識に注目し、妻の就業形態の違いによる夫妻の家計運営のパターンの違いを捉えるというアプローチをとっている。

もちろん、「家族共通の生活費」として認識される費目や範囲は世帯によって異なっている。それぞれの費目を夫妻のどちらが負担しているかについては、ある程度の傾向が本調査からは見てとれた。（詳細は省略するが）「家族共通のお金」の有無にかかわらず、生活の中でも食費、健康のこと、子ども関連、娯楽やレジャーなどの部分については妻が担い、住居費、光熱費、通信費など、生活インフラ部分を夫が担う傾向にあった（鈴木2015）。

さて、図2は対象者に認識してもらった「家族共通の生活費」を夫婦それぞれどの程度負担しているかを示したものである。図2の実線は夫の収入から負担している割合について、点線は妻の収入から負担している割合を世帯所得の水準に沿った結果を群ごとに示している⁵⁾。基本的には、夫婦で足して100%になるように回答してもらった。垂直に引いた実線は各群の世帯所得の中央値であり、各群の代表的な世帯の回答傾向として捉えることができる。

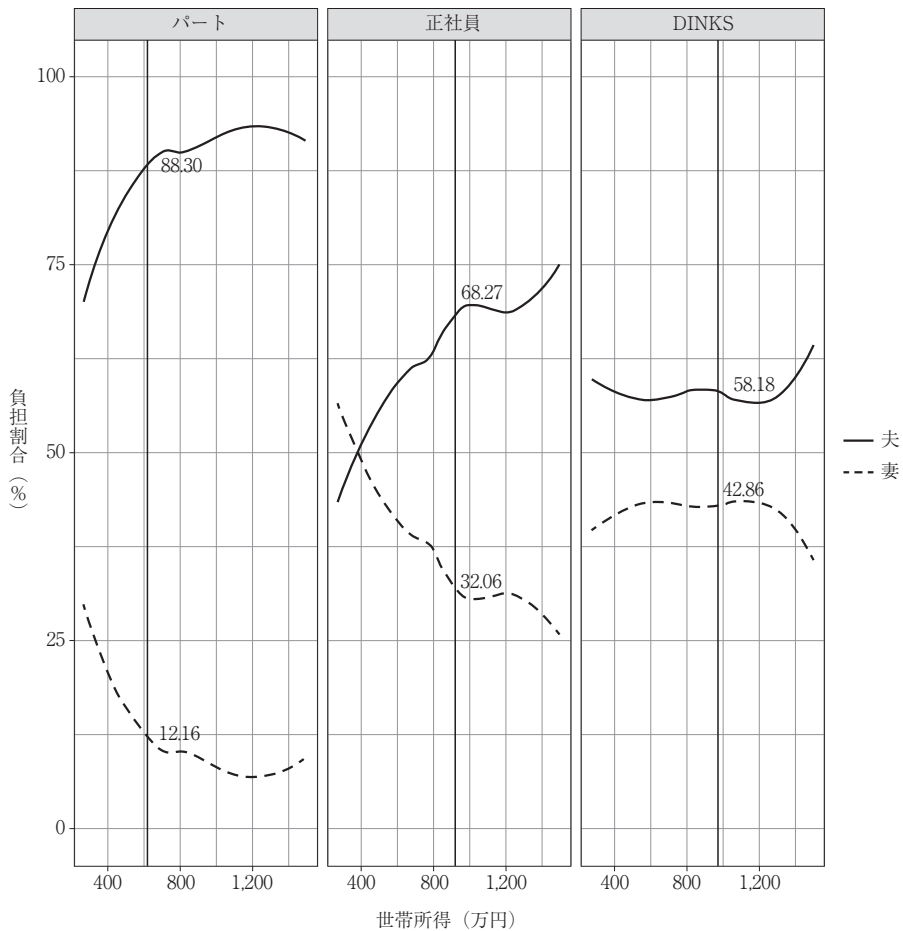
図2をみると、群や世帯所得の水準によって大きく異なった曲線が描かれている。「家族共通の生活費」を夫婦それぞれが負担する割合は、妻の働き方や子どもの有無によって影響を受けてお

り、さらには同一の群内でも世帯所得の水準によって違いがある。各群について世帯所得の中央値で評価した場合、夫が負担している割合は「パート」では90%弱、「正社員」では70%弱、「DINKS」では60%弱となっている。先の図1でみたように、群によって夫と妻の収入比は異なる。この点からは、共働き夫婦は夫と妻の収入額に応じて「家族共通の生活費」を負担する応能負担をとっていると捉えることができよう。

各群の違いとしてさらに注目すべき点は、世帯所得に沿った夫婦それぞれの曲線の動きである。「パート」では、夫の収入から負担する割合が中央値の近辺まで急激に上昇し、高所得層では実質的に夫の収入のみで生活費を賄う状況になっている。「パート」の所得が比較的低い層では、夫の収入だけでは「家族共通の生活費」のすべてを賄

えず、妻の収入が果たす役割が大きいことになる。世帯所得の水準が上がるにつれ、ほぼ夫の収入のみで「家族共通の生活費」を賄う割合が上昇していく。「正社員」については、低い所得帯では妻の方が負担割合は多い、あるいは夫婦折半の状況である。低い所得帯では、「パート」とは異なり夫婦対等、まさに稼ぎ手二人で日々の生活を維持している。ただ、世帯所得が上昇するにつれ、夫の収入を中心に生活を維持していくという点では「パート」と類似した傾向がみられる。「DINKS」の曲線の形状は、「パート」や「正社員」と異なりほぼフラットで、負担割合が世帯所得の水準に依存していない。世帯所得にかかわらずフラットであることは一つの解釈として、生活にかかる経費をある程度、夫婦で応益負担しているため、負担割合の水準の差は夫婦間の所得比を示

図2 「家族共通の生活費」の負担割合



していると考えられる。

以上、「家族共通の生活費」の負担は、いずれの群でも概ね夫の収入を中心として家計を運営していることがわかった。特に「パート」と「正社員」では、所得が高まるにつれ夫の収入を中心として生活費を賄う傾向がある。ただ、金銭の負担とその管理や使途の決定権は別である。「家族共通のお金」を設けている夫婦では、結果的に妻が夫の収入の一部を扱えることになり、実際の金銭管理を行っているのは妻が主体であることが調査から別途わかっている。生活費の中心となる食費を担うのが主に妻であることが影響していると思われる。また何を共通の生活費とするかの決定権は、どの群でも8割以上の世帯が夫婦の相談で決めている。「パート」及び「正社員」の低い所得層では夫婦の相談なく妻のみが決める割合が、1割から2割で他の群に比べて比較的高い。「DINKS」の高所得層では、ほぼ夫婦の相談が行われ、片方のみで決定することはない（坂口・田中 2015）。

2 収入の帰属

「家族共通の生活費」の負担割合が、妻の就業・世帯所得によって異なる様子を確認した。これは、夫と妻では総じて夫の方が所得は高く、負担割合は所得比を反映している側面もある。また生活費は日々のランニングコストの側面が強く、夫婦それぞれの収入すべてを毎月使いきる必要があるわけではない。そこで家計の共同性を捉える指標として、夫妻の収入が誰のものであるか（以下、収入の帰属という）についてもあわせて検討してみる。

そもそも収入は基本的には稼いだ個人のものであり、銀行の振り込み口座や支払いも個人名義である。しかし世帯において、夫妻が家計に収入を拠出して、あるいは分担を決めて家計を運営することで家計の共同性が成立する。最近の共働き世帯のように女性の収入が増え女性の家計貢献割合が変化したら、相互の収入についての認識にも変化がみられるのか注目される。

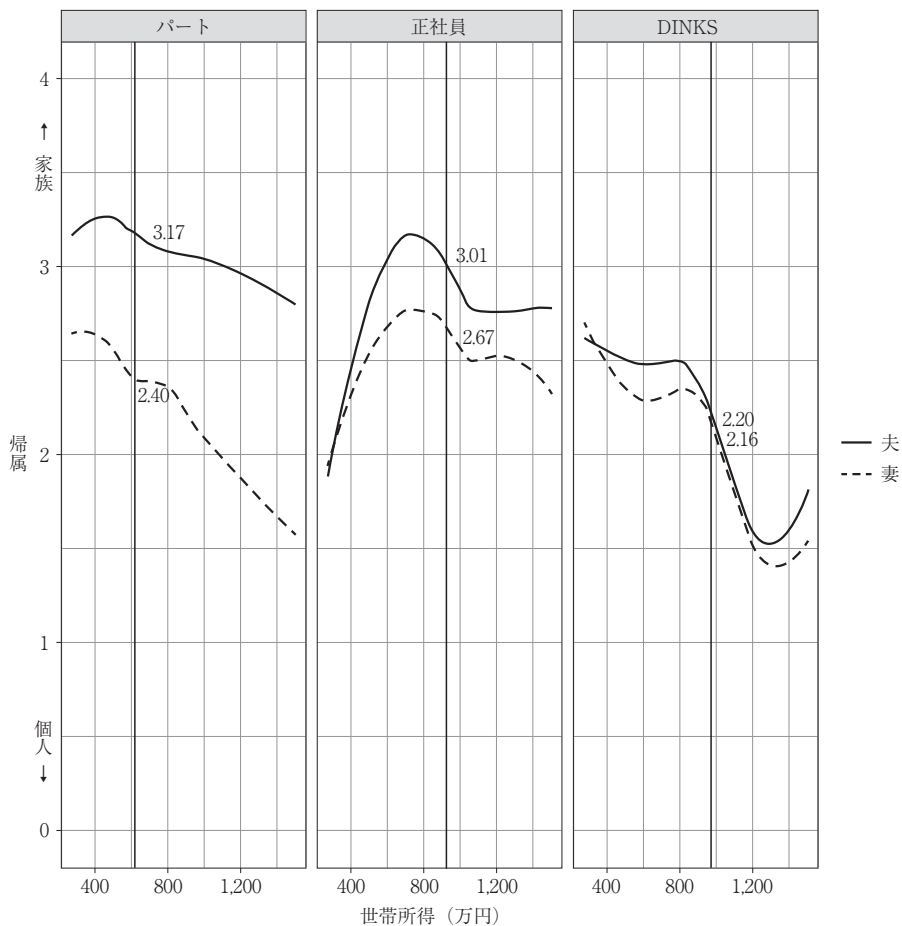
調査では各自の収入の帰属について、「ご夫婦それぞれの収入について、あなた（＝ここでは妻）は誰のお金とお考えですか」と質問し、完全に

「稼いだ人のもの」から完全に「家族（夫婦）の共通のもの」までのスケール上で、それぞれの収入がどこに位置するかを5段階で評価してもらった。図3は、夫婦それぞれの収入についての結果を示したものである。ここでは、完全に「稼いだ人のもの」を0点、完全に「家族（夫婦）共通のもの」を4点とし、点数が高いほど収入が家族共通のものに見えるように変換した。

図3をみると、3つの群で曲線の形状が異なっており、収入の帰属に対する認識も世帯所得だけで説明できるものではなく、妻の働き方や子どもの有無が大きく影響していることがわかる。「パート」の特徴は、夫と妻の収入で帰属についての考え方の乖離が他の2群に比べて大きいことである。夫の収入は「家族共通のもの」と考えられており、妻の収入は夫の収入より「個人のもの」と捉えられる傾向がある。夫の収入が「家族共通のもの」と捉えられる度合いは、いずれの所得水準においても他の2群に比べておおむね高くなっており、世帯所得の増加に応じて右下がりの曲線ではあるが3点台前後を動いており、所得水準に大きくは依存していない。「パート」の妻の収入の帰属は、中央値で評価すれば、他の2群に比べて顕著な違いがあるわけではない。ただ、すべての所得帯についてみると、夫の収入ほどは「家族共通のもの」として捉えられているわけではないようである。特に世帯所得が高い人では、自分（＝妻）の収入が家計の所得補填としての役割よりも、個人が自由にできるお金という認識が強くなっている。

「正社員」と「DINKS」でも、妻の収入に対して夫の収入の方がおおむね「家族共通のもの」と捉えられているものの、「パート」で見られたような大きな乖離は見られない。これは夫と妻の収入に対する認識が対等なものとして捉えられていることを意味している。「正社員」では、世帯所得700万円の近辺まで「家族共通のもの」と捉える傾向が強まり、700万～1000万円を少し超える値までは「個人のもの」の傾向へと反転している。その後、世帯所得が1000万円を超える層では、ほぼ横ばいとなっている。一つの解釈としては、ある程度の世帯所得までは、生活費に必要な

図3 夫と妻の収入の帰属



額の水準は所得と比例しており、その維持のためにそれぞれが稼ぎ手として夫と妻の収入を拠出しているため、収入を「家族共通のもの」と認識する傾向が高まっていく。しかし、一定の所得水準を超えた段階では、所得の伸び以上に生活費が増加するわけではないため、個人の手元に残る金額が増え、その多さが「個人のもの」との認識を増加させていると考えられる。ただし、収入の増加に応じて残りの収入を全部自由に使っているわけではなく、「個人のもの」と認識する傾向も一定の値でほぼ下げ止まっている。図2で示した「家族共通の生活費」の負担割合では、「正社員」では世帯所得が上昇するにつれ妻の負担割合が減少していった。妻の収入は、仮に妻口座にそのまま残っていても、その大部は家族のためのお金（貯蓄）として認識していることがわかる。

「DINKS」では夫と妻の収入帰属の評価がほぼ一致しており、世帯所得の上昇に伴って、「稼いだ個人のもの」と考える傾向が強くなっている。夫婦の収入について、その帰属の認識が一致するのは、子どものための支出や貯蓄というものを考えなくてよく、個人の家計への負担額（割合）が明確に決められるためと考えられる。

以上、図2の「家族共通の生活費」の負担割合と図3の「夫と妻の収入の帰属」から、妻の働き方と世帯収入により異なる様相がみえてきた。「パート」は生活費を夫の収入で主に賅い、比較的高い所得層では稼いだお金を自分（=妻）のものと認識している傾向がある。ただ、パート就業からの収入は相対的に高いものではなく、定期的な収入が保証されているわけではない。「パート」の比較的高い世帯所得の高い層では、個人の裁量も

てる一定額のお金を、パート就業によって妻自ら確保している様子が見えてくる。一方で世帯所得の低い層の「パート」では、妻の収入が家計に不可欠であり、自身に残せるお金もままならない状況にある。

「正社員」と「DINKS」は、収入額の多さから、「パート」に比べ妻自身も自由にできる一定額の収入があることが前提となる。そのため、自身のお金を確保したうえで、夫と家計をどのように負担しあうかという問題に直面している。「正社員」は子どもがいるため、「DINKS」以上に家族という共同体にお金を拠出しないと行けないと考えている。もちろん、子どもにかかる費用が高く、親がそれを負担しなくてはならないため、「家族共通のもの」の認識には子どものためのお金が多くを占めている。さらに調査で得られた「正社員」の自由回答を参考にすると、夫の方の収入が高い、育児や就業形態の面で妻の収入が不安定の理由などから、夫の収入で日々の生活費などのランニングコストの大部分を賄い、妻の収入は突然の出費や、教育や住宅購入資金などの貯蓄に長期的視点から充てている傾向が見られる。換言すれば「正社員」では妻にとっての家族のための費用は、日々の生活費のみならず、夫婦や子どもの将来のためのお金である。所得が高く生活に余裕があったとしても、夫婦とも収入を個人のものにするわけではなく、子どもを含めた家族の将来に対しての拠出へと回す様子が見えてくる。

一方の「DINKS」は所得が高くなるほど、自分の収入を自分のものとする傾向がある。子どもがいないことは、貯蓄を含め夫婦で家計を一体化する必然性を下げるとともに、各自の費用負担について明確な線引きをしやすくなる。また、夫婦2人だけのため子どもがいる世帯にくらべて実際の支出も少なくなり、収入から「家族共通の生活費」を差し引いた残額も多く、それをそのまま個人に帰属していると認識している。

3 収入の開示

最後に、これらの共同性の前提となる、夫婦間での収入の開示状況についてもみていこう。これまでは「夫の収入は妻（家族）のもの」「妻の収

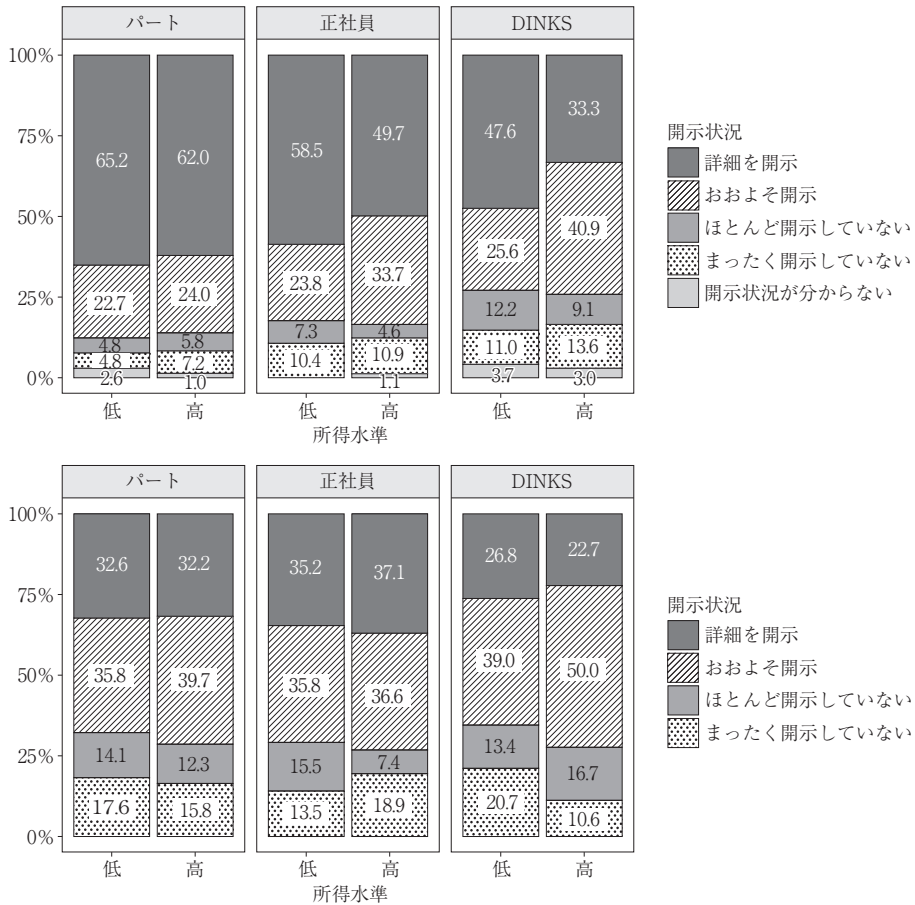
入は妻のもの」と夫婦間で収入に対する帰属はジェンダー非対称であり、それらが非対称な認識、とりわけ夫の収入をコントロールできることが、家計における妻の対等意識を生み出す源泉であった（御船 2008）。最近の共働き世帯においても、妻がもっぱら家計管理権をもつ体制が持続しているのだろうか。

図4の上段には夫が妻に対して、下段には妻が夫に対しての開示状況をまとめている。所得の高低は、各群の世帯所得の中央値で2分した。夫と妻の全体的な開示状況を比較すると、夫の収入は妻の収入より相手に開示されている。夫の収入が開示されている場合は、その「詳細を開示」している割合が多い。一方で妻の場合は、収入を開示していても、必ずしもその「詳細を開示」しているとは限らない。群ごとの違いを見てみると、夫の収入については「詳細を開示」の割合が大きく異なることが特徴的である。「パート」では6割以上の夫婦で夫の収入の「詳細を開示」しているが、「正社員」ではその割合が落ち、「DINKS」では夫の収入の「詳細を開示」している夫婦は半数に満たない。所得の高低での差異をみると、「パート」では高低間でほとんど差がないのに対し、「正社員」と「DINKS」では所得が高い層で夫収入の「詳細を開示」している割合が小さい。ただし「おおよそ開示」までを含めると、「正社員」と「DINKS」でも夫収入の開示状況に所得の高低は影響していない。

妻の収入の開示については、夫収入ほどの顕著な差が群の間に見られない。所得の高低間についても差はほとんどないといえる。どの群でも、概ね4分の3程度の妻が所得を開示しており、残りの4分の1が開示していない傾向にある。

共働き化が進展した現在でも、夫の収入は妻（家族）のものであり、妻の収入の内容は、夫収入ほど夫に対して開示されずにいることを確認できた。このような収入の開示状況の非対称性は、世帯全体としての収入を妻のみが把握し、「家族共通のお金」の運営・管理を行っていることを裏付けているだろう。

図4 夫婦のお互いの所得の開示（上が夫、下が妻の所得の開示について）



注：夫と妻それぞれの収入について「お互いに収入を開示・報告していますか」と質問した。「低」「高」は、各群の世帯所得の中央値で2分した。

V まとめ

本稿では、家計経済研究所が実施した「共働き夫婦の家計と意識に関する調査」を用いて、妻の就業状態と世帯所得の差異に注目し、妻の認識からみた家計における金銭面での分担や家計運営についての検討を行った。得られた知見は以下の通りである。

(1) 妻収入の違いという観点から「パート」と「正社員」を比較すると、「パート」では生活費を賄う際に夫の収入への依存度が高い。「正社員」でも世帯所得が高くなるにつれ、生活費の面では夫収入への依存度が高くなるが、子どもも含めた

家族への繰り入れという面で見ると、夫と妻がそれぞれの所得に応じて対等に金銭負担をしあっている様子がうかがえた。一方、「パート」では妻の収入は、基本的に家計補助の手段と活用されているが、比較的高い所得層では妻の裁量費とみなされる傾向もあった。

(2) 子どもの有無から「正社員」と「DINKS」を比較してみると、「DINKS」において夫婦間での金銭分離の傾向が際立っている。「DINKS」では、共同生活に必要な経費について、ある程度明確なルールのもと夫婦間で一定額の拠出を行い、自分と家族のお金について線引きが行われている。「正社員」では、子どもの存在により自分と家族とのお金に明確な線引きがしにくく、自分

(妻)名義のお金であっても、それを家族のものと夫婦で認識しあい、夫婦間でのバランスをとっている。ただ一方で、自分名義で、いざとなれば自らの裁量が大きく曖昧なお金の存在こそが、一定の収入をもつ妻の「安心」を担保する資源といえるかもしれない。

このように現在でも子どもがいる場合、旧来的な家計運営(夫の収入は家族のもの、妻の収入は補助的な位置にあるお金で、夫の収入を中心に賄う)が、妻が「正社員」であっても多数を占めていることを確認できた。妻の収入は開示されていない、妻自身の収入を夫に開示せず、また「家族共通の生活費」としての支出は少ないことから、「家族共通のお金」の管理権を維持しつつ、妻の収入はストックになり、全体としては夫婦関係における妻の「資源」が増している可能性が示唆される。ただし、家事・育児等で他の領域での不均衡を考えれば、それらが妻個人の交渉力を高めているわけではない。

本調査は首都圏の子育て期(35～49歳)にある有職・有配偶の女性のみが対象である。そのため、夫側の認識や、本調査の対象以外の地域、年齢層、世帯類型については検討が必要である。とりわけ妻に収入がない専業主婦世帯との比較から妻の就業形態による差異を詳細に検討すること、さらに若年層の相対的に収入が少なく、子どもの誕生などで支出が多い時期の状況を対象に入れることが必要である。また本稿で提示した結果の多くは、お互い、あるいは妻から夫の収入がわかる、お金に関してある程度の信頼関係を持った共働き夫婦の傾向であることにも留意する必要がある。

今後も共働き世帯が増加することが見込まれ、家計に占める妻の収入のウエイトが大きくなったとき、世帯内でどのように調整しながら家計を運営するのかは夫婦にとって課題となる。所得水準なども考慮し、世帯や夫婦単位で生活し、将来の生活設計を展望する上で必要となる新しい家計の共同性のあり方を模索することが必要であろう。

- 1) 抽出条件の設定について、(1)と(2)は、女性(妻)のライフステージを限定するための設定である。出産・育児が一段落して、就業率が上昇した後の年齢階級である。また、持家を取得後である世帯が増え、月々の家計の収支が相対的に安定的になっている時期と考えられること、そして夫婦間で子育てと家計、労働の調整が問題となる時期であることから、このような年齢設定とした。ただし、大学生や社会人の子どもがいる場合は、家計の支出入が大きく異なると判断したため、対象からは除外した。(3)は、全国を対象とした場合に、調査モニターの偏りや、地域による賃金格差を考慮する必要から、首都圏に限定した。また、首都圏では他地域よりも夫婦ともに正社員の世帯、特に夫婦で同等の所得を得ている世帯が一定数抽出されることを期待した。
- 2) 共働き夫婦の増加が予想される状況下において、個人に回答を依頼する調査から世帯の情報をもとに効果的に引き出すかは、今後、さらに大きな課題になることが予想される。
- 3) 調査から得られる所得はカテゴリ化された情報であるが、ここでは分布が滑らかになるように平滑化(LOWESS)している。
- 4) 夫婦以外の人の支出、購入・該当なしという選択肢も用意している。
- 5) 世帯所得ごとの平均値を平滑化(LOWESS)したものである。世帯所得に沿ってプロットした以降の図も同様である。

参考文献

- Fran Bennett (2013) "Researching Within-Household Distribution: Overview", Developments, Debates, and Methodological Challenges, *Journal of Marriage and Family*, 75 (3): pp.582-597. 10.1111/jomf.12020.
- 久我尚子 (2017) 「共働き・子育て世帯の消費動向——収入減で消費抑制だが、政策効果によっては個人消費の底上げも？」『統計』68巻6号, pp.15-20.
- 国立社会保障・人口問題研究所 (2014) 『現代日本の家族変動』 <http://www.ipss.go.jp/ps-katei/j/NSFJ5/Mhoukoku/Mhoukoku.pdf>
- 厚生労働省 (2017) 『平成29年版 労働経済の分析』.
- 坂口尚文・田中慶子 (2015) 「『共働き夫婦の家計と意識に関する調査』について」『季刊家計経済研究』No.106, pp.2-17.
- 鈴木富美子 (2015) 「共働き夫婦の家計のかたち——夫婦の収入類型からみた支出と運営」『季刊家計経済研究』No.106, pp.39-54.
- 御船美智子 (2008) 「夫妻の経済関係——共同性と格差」篠塚英子・永瀬伸子編著『少子化とエコノミー——パネル調査で描く東アジア』作品社, pp.171-188.

たなか・けいこ 公益財団法人家計経済研究所次席研究員。主な論文に「家族とお金と愛情」永田夏来・松木洋人編『入門 家族社会学』(新泉社, 2017年)。家族社会学専攻。

さかぐち・なおふみ 公益財団法人家計経済研究所次席研究員。主な論文に「『共働き夫婦の家計と意識に関する調査』について」(田中慶子氏と共著)『季刊家計経済研究』No.106 (2015年)。統計科学専攻。